解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

福岡市中央区舞鶴二丁目五番一号

財団法人福岡市健康づくり財団

代表清算人　西平　博利

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

鹿児島市西田三丁目一番一一号

社団法人西田文化協会

清算人　西村　嘉浩

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

岩手県盛岡市松尾町一七番一〇号

財団法人岩手県傷痍軍人会

代表清算人　松本　吉男

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

宮城県石巻市貞山三丁目四番一号

財団法人宮城県石巻好文館高等学校後援会

代表清算人　米谷　慶記

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年三月六日秋田県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

秋田県湯沢市佐竹町一番一号

湯沢市土地開発公社

清算人　阿部　賢一

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

富山市八尾町宮腰一五八〇番地

財団法人本法寺国宝護持会

代表清算人　高橋　俊二

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

山梨県北杜市須玉町比志六四三八番地

財団法人みずがき山ふるさと振興財団

代表清算人　坂本　等

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

滋賀県草津市矢橋町字帰帆二一〇八番地

財団法人滋賀県下水道公社

代表清算人　中村傳一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月二十六日開催の社員総会の決議により、平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

大阪市住之江区南港北二丁目一番一〇号

ＡＴＣビルＩＴＭ棟一一階西

社団法人御堂筋アメニティ・ソサエティ

清算人　濵谷英一郎

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

岡山市北区内山下二丁目四番六号

社団法人岡山県環境衛生協会

代表清算人　小山　亮一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

山口県下関市菊川町大字下岡枝五一一番地の六

財団法人菊川建設労働者福祉センター

清算人　土山　泰三

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

高知県高知市朝倉戊三七五番地一

財団法人高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団

代表清算人　吉永　宣生

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年二月七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

高知市布師田三九九二番地四

社団法人高知県技能士会連合会

清算人　野島幸一郎

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

北九州市八幡西区藤田一丁目五番二八号

財団法人藤田保育園

代表清算人　後根　久枝

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

北九州市小倉北区宇佐町一丁目五番三〇

財団法人西教會

代表清算人　日野　真人

解散公告（第二回）

当法人は、定款で定めた存続期間の満了並びに長崎県知事の認可により平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月十日

長崎市五島町二番二七号

社団法人長崎県漁民年金貯金共済会

代表清算人　馬場　元朝